

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

平成26年3月14日（金曜日）

場所：委員会室

開 会 9時00分 ～ 閉 会 14時08分

委員会に付した事件

平成26年3月5日開会平成26年第1回阿武町議会定例会より付託された案件の審議

出席委員

委員長	7番	長	嶺	吉	家
委員	1番	末	若	憲	二
〃	2番	小	田	達	雄
〃	3番	小	田	高	正
〃	4番	白	松	博	之
〃	5番	中	野	祥	太郎
〃	6番	西	村	良	子
議長		田	中	敏	雄

欠席議員 なし

出席説明者

町長	中村秀明
教育長	小田武之
総務課長	花田憲彦
住民課長	中野克美
民生課長	中野貴夫
経済課長	工藤茂篤
施設課長	内村成延
教育委員会事務局長	金田浩祐
出納室長	齊藤徹
福賀支所長	小野裕史
宇田郷支所長	近藤進

欠席参与 なし

事務局職員

議会事務局長	梅田晃
書記	野原淳

審議の経過（要点記録）

開会 9時00分

○委員長（長嶺吉家） おはようございます。ただ今から、行財政改革等特別委員会を開催いたします。

本日の出席委員は、7名全員でございます。

今日は、2時6分頃発生しました強い地震の揺れで目が覚めました。改めて地震の怖さを実感しましたが、この地震による被害や影響がないことを祈りたいと思います。

さて、今年阿武町にとって大きな節目、重要な年になります。4月には道の駅阿武町のリニューアルオープンを始め、町づくりの指針となる新たな基本構想並びに新たな前期5ヵ年計画の策定など、また年明けには町制施行60周年を迎えます。3月議会は予算議会と言われるように25年度の仕上げとなる補正予算に更なる町政発展のための新年度予算、条例等の重要案件について審議をいたします。付託されました議案については、議案台1号から議案第14号までと議案第17号から議案第32号までということでございます。慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

協議に入ります前に、町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（中村秀明） 委員の皆様方には、大変お疲れ様でございます。

昨日は大変な暴風雨ということで、一部日程等も変更した訳ではありますが、そうした中で長嶺委員長さんの方からもあったわけでございますが、夜中の2時過ぎに震度4の揺れがありました。伊予灘が震源地ということでございまして、すぐテレビを付けましたところ津波の恐れがないということを見まして一安心したところでございます。そうした中で、今阿武町におきましては被害等の状況は聞いておりませんが、これから現場等で道路の法面の崩壊等があるかもわかりませんが、今のところ被害がないという状況でほっとしているところでございます。

が、昨日は震度4ということで関係職員、管理職等が第2警戒体制ということで対応の方をしており、8時半に解除になっておりますので、そのままの形でここに参加している職員もおります。災害の怖さ、本当に平素地震等が無いところに住んでおりますので、改めて実感をしたところではありますが、やはり昨日の地震またこれに伴う津波等色んなことを想定した中で、やはり日常生活を送らなくては行けないと実感として思ったわけでございます。そういった中でまた議会の皆様と一緒に安全安心な町づくりに努めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

来年度当初予算の中にも、昨年7月28日の豪雨災害を受けてのそういった取り組み等も計上させていただいておりますのでご理解なりご協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 続いて、議長お願いします。

○議長（田中敏雄） 委員の皆さんにはご出席大変お苦勞様です。委員長また町長さんのご挨拶の中にごございましたように昨夜の地震については当然私たちはそうですが一般の町民の皆さん方も本当に驚かれたことと思います。特に今、東日本を中心にして、日本の気候が大きく変動する中、だれもが今安心安全な町づくりに向けて色んな施策をする中で、こういった時にどのようにしたら良いかという、また改めて町民の皆さん方も感じておられると思います。特に昨夜の地震で災害がなかったと今町長さんの方からお聞きしまして私も安心しておるところでございます。この特別委員会は、町長の施政方針に基づきましての予算であります。委員の皆さん方は納得いくまで質疑をしていただきまして、行政と執行部議会が強い両輪になって、やはり安心安全な住みやすい町づくりのために努力していただきたいと思います。慎重なる審議をよろしくお願いいたします。簡単ですが挨拶とします。

○委員長 審議に入る前に、会議録署名委員を委員長において指名させていただきます。今回は、3番、小田高正委員、4番、白松博之委員、お願いします。

○委員長 早速、審議に入ります。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成25年度阿武町一般会計補正予算（第6回））について、審議に入ります。質疑はありませんでしょうか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。

原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議がないようですので、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第2号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号、阿武町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、これは阿武町特別職報酬等についての答申に基づいておりますので、一括で審議をしたいと思います。質疑はありませんか。

（3番 小田高正委員「はい」という声あり。）

○委員長 小田委員。

○3番 小田高正 議案第3号の勤務時間等について詳しく教えていただけたらと思います。

○委員長 総務課長。

○総務課長 教育長の勤務時間については、職員の勤務時間と読み替え規定になっております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

（4番 白松博之委員「はい」という声あり。）

○委員長 白松委員。

○4番 白松博之 阿武町の財政は健全財政とは聞いておりますけれども、現在どのように推移しているのか、また今後どのように推移できるのかそのへんのことを聞かせていただけたらと思います。

○委員長 総務課長。

○総務課長 町の財政の健全性を見るのには色んな指標があります。財政指標というものが沢山あるんですがその中で一番端的にその町が将来的に、経常的、経常的というのはどうしても出ていかななくてはならない、例えば給料ですね、建設的な部分に使われずに借金の返済であるとか、町が町であるためだけにどうしても出ていかななくてはならないというのがあります。家庭で言えば食費とか家賃です。そういったものが町の収入の中で占める割合がどれくらいであるかというものが経常収支比率で、経常収支比率というのはどうしても出ていかなければならないお金が収入に対して少なければ少ないほど、あとの残りが自由になるというもので当初予算の概要の20ページの一番上に経常収支比率があります。この数字がどうかというのが健全性を見るのに一番見易い指標ということでございまして、この表では平成20年から24年までの決算における経常収支比率が載っております。手元に平成16年度からのものを持っておりますが、実は平成17年度に県下で2位になりましたけども、それ以外平成16年度から平成24年度まで、17年度の2番を除きあとは一番良い数字であります。ですから経常収支比率の点から見た財政健全性というのは、ずっとトップにあるということでありまして、一番自由に使えるお金が多い、制約されているお金が少ないということでありまして、これが一番大きな財政の健全性を示すものであります。それから、実質収支という収支のバランスですが、これにつきましては平成16年から24年度まで一貫して県下で一番となっております。20ページから21ページはそういった財政の健全化を示す指標でございまして、これは

普通の公債費、出ていくお金の中で借金の返済にあたる公債費がいくらになるかということですが、これに起債の返済ではない、例えば今一番分かりやすいのは国営農地再編整備事業の償還金、これが5020万円が27年度まで、こういったものは公債費ではないんですけども借金の返済のようなもので、そういったものを含めた実質公債費比率がここにありますが、につきましても県下で一番良いまたはその辺のトップにあると、要するに占める割合が少ないというふうなこと、それから24ページの表が財政の健全性を示すものでありまして、財政の健全化法に基づいて毎年公表している数値であります。一番上の実質赤字比率につきましても、阿武町におきましては赤字はないわけでありまして、普通は赤字が全体の例えば15パーセントであれば、早期健全化判断基準といいますが、これについては一定の制約が加わるんございしますが、本町においては黒字の13.52であり健全であるということ、同様に特別会計を含めた連結実質赤字比率においても実際には黒字の17.95で健全な状態にある。それから実質公債費比率につきましても25.0の基準に対して3.9で低い、それから将来負担比率、これにつきましても将来にわたってその体力があるかということで、もし阿武町が店を畳むときに黒字なのか赤字なのかというふうなことを判断されるわけですけども、350パーセントの赤字まではまあ良いでしょうというふうな形なんですけども、これにつきましても阿武町につきましても黒字の73.7パーセントで大変健全な状況にあるというふうに私どもとしては判断しているということでありまして、そういった判断等を元に先ほどの答申等も行われたというふうに思っております。

○委員長 それでは小田委員。

○2番 小田達雄 報酬については答申があって、各町の様子も出ておるんですけども、報酬以外の経費ですね、例えば特別職だったら何になるのか交際費だとか、議員だったら議会調査費とか政務調査費とか報酬以外のものがあるようですけども、余所の地区はといいますか、町村はどのような状況でしょうか。

○委員長 議員に対してのことでよろしいですか。

○2番 小田達雄 議員のことです。

○委員長 総務課長。

○総務課長 全体的な調査というものが、全国の町村議長会の実態調査というものが毎年行われておりまして、これの中から抜粋して見てみますと、市の方は分かりづらいところがあるんですが、町村の議長会の調査ですので、町につきましては山口県では政務調査費、政治活動費等名目は如何にしても報酬以外のものとして出しているものは山口県内ではありません。それ以外の全国規模で申しますと、議員個人に出しておるものもありますが、会派に対して出している等いろいろやり方があるようですが、議員個人に対して出しているのは、全国的に見て町村数で10パーセントくらいが出ているけれどもそれ以外の9割は報酬以外はないということであります。

○委員長 小田委員。

○2番 小田達雄 議案書の7ページですが、県内の町の特別職の報酬等の状況が25年4月1日時点ですでに出ていますけれども、参考に分ければですね阿武町同等規模の全国の特別職の平均報酬が分かれば教えていただけたらと思います。

○委員長 総務課長。

○総務課長 これも町村議長会の調べなので町村に限って言わせていただければ、同様の調査の中にあるわけですが、まず全体で申し上げますと、所によって減額措置をやっている所がありまして、この調査に出ているのが減額措置後の数字と言うことで申し上げます。今回の条例のあとの方で出てきます特例条例、これを加味した後のものというふうに、それしか数字を持っておりませんので申し上げますが、阿武町と同等ということと言いますと、人口が4999人までという仕切りの中で申し上げますけれども、全国で町村数が929あるわけでも、その内町が746、村が183であります。その内の237町村が5千人未満ということで、その

平均で見ますと、議長の平均が今言いましたように特例を加味したもので 27 万 5755 円、副議長が 19 万 4816 円、一般の議員が 17 万 3411 円ということになります。これが減額措置後の人口 4999 人までの町村の議員報酬の平均であります。

○委員長 その他質疑はありませんか。

(6 番 西村良子委員、挙手あり)

○委員長 西村委員。

○6 番 西村良子 議案書で説明をいただいたところでは、この変更は 8 年前に、元に戻すという形だというふうに説明をいただきました。この審議会の状況をお聞きしたいんですが、審議員の方々が、社会情勢だとか経済情勢も必ずしも良い形ではない厳しい状況にまだあるわけですが、その辺のことで反対等のご意見等ありましたでしょうか。

○委員長 総務課長。

○総務課長 議案書の 5 ページから 6 ページにわたりますて答申書がありまして、まずは答申書の前段で本文が、主文の前の前置きがありますけども、慎重審議した結果全会一致で決定したとあります。私もその時に説明等させていただいた中で、一番出たのは、町村数も大変減って、色んな意味で全国に要請活動をしたり、色んな組織というのは厳然として沢山ある。そうするとひとりの町長に対するウエイトというのは大変多くの役職なりそれに伴う業務というのは大変増えております。というふうな状況については委員の皆さんも理解していただいたということではありますが、片や 7 ページに県内の各町のそれぞれの給料、町長の給料から議員の報酬までそれぞれ書いてございますように、いろいろありますけども平均でいきますと、町の平均で阿武町を除いたとした場合は、74 万 3 千円で、以下教育長、議員の状況を見ていただいた中で審議員の皆さんはあまりにも阿武町の特別職等につきましては報酬が安すぎるというふうなことで、当初ご提案した今回の改定の前に戻すこと自体については、それは良いことだと、大いに賛成をする

というご意見をいただきました。その中で、これは本当にありがたいご意見なんです。今まで執行部も色々な行財政改革に努力しているのは分かっているということ、そのことについては今後も是非その努力は続けて欲しいという付帯意見がございましたので、その意見につきましては6ページの答申書の一番最後、後段に書いてあるとおりであり、こういった意見があったということでございます。

○委員長 そのほか質疑はありませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、採決に移ります。

採決は1議案ごとに行いたいと思います。

まず、議案第2号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第2号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 次に、議案第3号、阿武町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、採決を行います。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第3号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 次に、議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第4号は、原案のとおり可決することに

決しました。

○**委員長** 続きまして、議案第5号、町長及び教育長の給与の特例に関する条例、議案第6号、阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例、これは給与と議員報酬の特例ということで関連もございますので、一括して審議をしたいと思いません。質疑はありませんでしょうか。

(2番 小田達雄委員「はい」という声あり。)

○**委員長** 小田委員。

○**2番 小田達雄** 報酬等審議会で決まった、答申が出たわけですが、町の財政その他のことを考えたら、今後のことも考えさしあたり削減するのが当然じゃないかなと思っておるんですが、その意味で私はこの特例に賛成であります。

○**委員長** そのほか質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○**委員長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り、採決に移ります。

議案第5号、町長及び教育長の給与の特例に関する条例につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○**委員長** 異議ないようですので、議案第5号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

○**委員長** 続いて、議案第6号、阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○**委員長** 異議ないようですので、議案第6号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

○**委員長** 続きまして、議案第7号、阿武町旅費支給条例の一部を改正する条例につきましては審議を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第7号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 続きまして、議案第8号、阿武町税条例の一部を改正する条例につきまして審議を行います。質疑はありませんでしょうか。

(「はい」という声あり。)

○委員長 はい、中野委員。

○5番 中野祥太郎 この条例で、入湯税なんですけど、この度初めて出るものですが、とりあえず道の駅も温泉ということですが、萩市の方のホテル等ではありますが、公的な場に関するものはちょっとないようなんですが、道の駅がオープンするにあたり、なかなか収支状況が厳しいところがあるんじゃないかなと思うんですが、取りあえずひとり50円ということになりますと、利用者の方に負担が増えるのかなあというような、温泉に入るにあたって4、5百円から6百円等いろいろあるようなんですが、それにあえて入湯税をかける目的、まず最初にマイナス効果がどうであろうかという考えと、道の駅ですね、入場者に対するマイナス効果、入湯税の基金を設立して、ちょっとざっと説明いただいたんですけども、どのような観光施設等に使えるのかのいうのをちょっと詳しくお話していただけたらと思うんですけど。

○委員長 税金の方でいいですか。利用する人の料金のことどちらですか。

○5番 中野祥太郎 そうですね、関連があるんでちょっと。

○委員長 議案第9号で阿武町観光施設等整備基金条例というのがありますが、その関連ではありませんか。

○5番 中野祥太郎 話で、次の議案まで行ってしまいましたけども、ちょっと関連があると思って一緒に言ってしまいましたけども、取りあえず今言いました、町税の条例を作られる中で、道の駅との因果関係をですね、要は第三セクターとして道の駅をどうするかと言うときに、それが重荷になるんじゃないかというようにこれができるとですね、入浴者が減ってくるのではないかと、他の施設と比べて高いというような、実際調べてみると高くはないんですが、道の駅にどんどん入っていただくために入湯税が本当にいるんでしょうかということです。

○町長 では私の方から。取締役会でもそういったご意見は出ました。それで私が取締役会の方でご理解いただいて、こうして条例の一部改正という形でご提案をさせていただいたわけではありますが、入湯税は目的税で本来は課税するのが本来のあるべき姿という考え方です。それを裁量行為で公の浴場については課税していないところが近隣では多くあるというようなご紹介があったわけですが、今この近隣でも入湯税を賦課するという話が出ているという、本来の姿、考え方に戻すということだろうというふうに思っておりますが、私はこうした中でやはり道の駅の経営に支障が出るのではなかろうかという、取締役会ですからそうした同じような意見がでました。本来課税するものは課税して、道の駅の施設の方で何らかの還元をしたいということで、積立基金を新しく作ったわけですので、将来道の駅を中心とした観光施設等の特定の財源にしていきたいというふうに思っております。従いましてこれを徴収してから、一般財源として使途が分からないようなことはしない、当然すべきではないということでもありますので、そういった運用の仕方をしたいというふうに思っております。それともう1点、経営の視点から見たときに、50円を取らずに50円を割引すればいいのでは、というような意見と、50円を入湯税を賦課しないで同じ料金であれば、あぶクリエイションの経営の方にプラスになるのではというような意見もあったわけですが、やはりそれは考え方の問題であって、そうではなくてお客さんに喜んでいただいて、本

来温泉の方に来ていただいて満足いただいてまた来ていただく、そういったことが本来あるべき考え方のベースだろうというふうに思っておりますので、そういったことを申し上げたわけですが、そうした中で、来年度の指定管理料も少し上げております。それは何故かという、今まで非営利部門でありましたトイレの掃除等、充分でなかったというふうに思っておりますが、経営の中でそれを賄っていただいていたわけですが、それはやはり非営利部門で、トイレは大変重要な部分でありますから指定管理料の中でプラスとして300万円ほど増やして、今指定管理料ということで予算を増やしておりますから、あぶクリエイションの経営にはその方で、この入湯税が50円で当初予算で見込んでいる金額どおりいくかどうかわかりませんが、その経営については別の形で、指定管理料という形でトイレの清掃等財源的な補填をしていくということでございます。従いましていただくものは原理原則論でいただいて、それを道の駅等を中心とした観光施設整備の財源として活用していく、別の面であぶクリエイションの経営については対応していくということでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「はい」という声あり。)

○委員長 小田委員。

○2番 小田達雄 ちょっとビックリしたのがひとつ、宿泊する者とあるのは一般論としてですね。

○町長 そうです。入湯税の説明がちょっと途中になりましたけど、今回は宿泊しない施設ですけど、これは法律の基準に基づいて宿泊施設だった場合に150円ということが定められておりますから、今回条例に定めておけば、こういった案件が出たときにはこの条例がそのまま適用になるということでご理解いただきたいと思っております。

○2番 小田達雄 今度入湯税がプラスになるということになると、内税外税か

よく分かりませんが、風呂に入る場合にですねいくら払えばよいのか、また12歳未満の者は入湯税がかからないわけですね、そうすると子どもとの入浴料の差が随分出てくるわけですね、これ入湯料の変更等も考えられるわけですか。

○委員長 経済課長。

○経済課長 温泉の入浴料につきましては、今検討しておりますのが大人が500円でその内入湯税が50円で貸しタオル代が50円、入浴料が400円です。それと子ども、小学生ですけども、これが300円で入湯税はかかりませんから、貸しタオル代が50円で入浴料が250円ということで検討しているところでございます。

○委員長 そのほか質疑はありませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第8号、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第8号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、阿武町観光施設等整備基金条例につきまして審議を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑ないようですので、採決に移ります。

議案第9号、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第9号につきましては原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例につきまして審議を行います。質疑はありませんでしょうか。

(「はい」という声あり。)

○委員長 小田委員。

○2番 小田達雄 今は、これは福賀のお試し住宅でしょうけども、今後こういうものを色々考える予定があるんでしょうか。

○委員長 総務課長。

○総務課長 ちょっと発進してみなければ分からない、というのが本当の気持ちです。実際には今空き家バンクをやってますけども、すぐに来たいとおっしゃる方もいらっしゃるわけです。こういったものを欲しいという方も確かにいらっしゃいます。短期的に阿武町に来てみたいという方については、短期間の浜の小屋であるとか白松さんの民宿で、これは中期的な、例えば1ヵ月とか3ヵ月、半年とかの、基本は1年未満で最長はどうしてもということであれば2年までは認めますよというのがこの住宅です。需要があるのは分かっているんですけども、申し出がありますから、ただどの程度の需要があるのかというのが本当にふたを開けてみなければ分からない部分があります。運用方法においてもです。ですからこれがうまくいったら増やしていきますよとか、各地区に作りますよといったことについては、今は申し上げる段階ではない、ちょっとやらせてくださいというふうなお答えしかできないかなと思っております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「はい」という声あり。)

○委員長 西村委員。

○6番 西村良子 この施設は、訴訟関係でも、一応結末ありましたけれども、そういう施設でもあるんですが、私も前に住んでおられた方との話を聞く中で、地域の方との繋がりが非常に薄かったような気がします。それで折角今度新たに新規参入者の方が入ってこられたときに、その辺地域の方と1年とはいえ、うまく繋がっていくと良いんじゃないかと思うんですが、その辺で地域の受け入れ、

地元地域の受け入れを何かお考えになっておられるのかということと、もう1点、今の建物をそのまま、少し周りをいらうとか、今草も結構生えていますが、周りをいらうとか少し手を入れるとかというようなお考えはあるのでしょうか。

○委員長 総務課長。

○総務課長 まず地域の受け入れをということでありまして、これにつきましては建物自体は色々な経緯があったわけですが、地域の受け入れは元々悪かったわけではなくて、良かったんですけど途中から悪くなったというのが前の所有者の方の事情であります。ですから地域の方々はいくまでも協力しましょうよ、ということやってきていらっしゃいましたけども、そこがミスマッチだった、すれ違いがあったというふうになりますが、これにつきましては当然人が替われば地域の方々も前に戻って受け入れ体制も上手くいくし、我々もそこについては尽力しなければいけないと考えております。それから建物そのものは今日見ていただく予定にしておりますから、現地に行けば分かるんですが、さすがにちょっと古い年数の経っている建物なので、多少改造しなければいけないと、改造も前の所有者の方が自分なりに改造されていらっしゃいますけども、それはやっぱり素人仕事の部分も、私ども行って見てみましてもありますので、その辺は専門家に任せて多少改造して、居住に向いているというふうには仕向けなければならない、ただ大規模改造をしてどうぞ立派なものになりました、というのはかえって田舎暮らしをするということに対しては、そんな立派なものにすることはかえって逆効果になると、あくまでも中期的な滞在をしていただいて次の定住に結びつける、その定住先というのはやはり空き家バンクでお世話できる空き家といったことをひとつのターゲットにしておりますから、あまり大規模な改造で豪華な改造ということは考えておりません。最低限の改造はこの度予算化をさせていただいております。

(4番 白松博之委員 挙手あり。)

○委員長 白松委員。

○4番 白松博之 西村委員が言われたことに関連してですが、訴訟問題があっただけにですね、地元の人たちに風評被害が出なければいいがというふうに感じております。地元の自治会長さんともしっかり連携を取ってですね、そのようなことのないような体制を取っていただけたらと思います。

○総務課長 しっかりそのように務めます。

○委員長 そのほかに質疑はありませんか。

(「はい」という声あり。)

○委員長 中野委員。

○5番 中野祥太郎 今の様子を伺いますと、ニーズはあるよということで多数の応募があるんでしょうけど、その中で選定基準というようなものを設けていらっしゃるんでしょうか、できるだけ実体験として住んだ後も阿武町に住んでいただきたいという方を選定していただければ、基準をちょっと設けて、中に入れていただきたいなど、所得だとかそういう色々な情報があるんでしょうけど、要は私はここに住みたいよという方から取って、あるいは自活できる方とかという基準を大雑把にでも設けたらというふうに思うところがございますがどうでしょうか。

○委員長 総務課長。

○総務課長 議案書29ページの第3条に入居の資格がございます、その第1号で阿武町に移住を希望しているということで、前提はあくまでも移住をしたいという前提で来てくださいということです。

○5番 中野祥太郎 その度合いがね、高い方がよいから。

○町長 一般的な空き家バンク等で定住される方についても、ある意味基本的な考え方は同じだろうというふうに思っております。今そういった趣旨でご質問されたんだろうと思っておりますが、私は最近いつも言っておりますのは、やはり

誰でも彼でも空き家バンクで本人が希望したら無条件で受け入れることは、それはもう止めますと、ある程度こちらからも条件なりをはっきり申し上げて、それで了解する人が入ってこられないと後々トラブルになる可能性がありますから、人口定住対策で数の問題から言えばひとりでも多く入れた方がいいんですが、でもそうじゃない、やはりそれによって地域が色んな取り組みで影響が出てくるといふことになれば、やはり入るところである程度選定をしないではいけませんので、今担当の方も以前に比べると基準をハードルを高くして対応しているというふうに思っておりますが、その中の最低限の条件が、やはり阿武町に入ってきた後地元の人とそういったトラブルを起こさない、そういったことを文章をもって契約を交わした中で入っていただいているんですけど、なかなか短時間にその人を見極めるといのは難しいわけでありまして、そこで温度差が出てきている、それがトラブルに発展してきているという例も今までありましたから、今仰ったようなことは常に気をつけながら、それを文章にして基準を定めるのが良いのかどうかは分かりませんが、やはりそのことに意を用いて空き家バンク事業等も進めていく必要があるということは充分認識しておりますし、職員の方も対応しておりますから、充分といえるかどうか分かりませんが、趣旨はそういったところで空き家バンク事業を進めているということのご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長 そのほかに質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第10号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 11 号、新たに生じた土地の確認について審議を行います。質疑はありませんでしょうか。

(「はい」という声あり。)

○委員長 末若委員。

○1番 末若憲二 ちょっと聞きたいんですが、私の借りている土地がこの辺にあるんで、確認をしておきたいんですが、赤い線で囲んであるのが町の土地ですよ。埋め立てですよ。黄色が財務省ということですが、これはそのまま財務省は財務省のまま残るわけですか、町が全部買うわけですか。

○委員長 施設課長。

○施設課長 ちょっと説明が足らなかったかもしれませんが、黄色の土地についてはもともと農林水産省の土地であったものを、農林水産省ということは行政財産になるんで、これを普通財産に移すから財務省の管轄になります。財務省の普通財産を町が有償で譲り受けるということでございます。当初、黄色と緑と全部譲り受けるということで話を持っていったんですが、緑の部分については現在道路として使っております。それと細い部分の緑については利用計画上道路が貼り付く形の利用計画になっておりますので、これを町に譲り渡すことはなかなか難しいと、道路としての行政財産として国が管理したいということでもございました。それと、2249の8につきましては、これは海岸保全区域の中の国有海浜地の占用として現に占用許可を受けていらっしゃいますので、町が第1順位にはなり得ないということで説明を受けています。ですから、この占用を受けていらっしゃる方が国に対して譲り受けを申請される場合は、先ほどと同じように農林水産省の財産から財務省財産に移して、それから有償で譲り受けるということでもございますので、この緑の2249の8については、農林水産省の財産として依然として残るということでもございます。将来この方が、占用を受けていらっしゃる方が譲り受けを希望される場合は、そういう手続きになるということでもございます。

○5番 中野祥太郎 黄色のところは有償で購入するということですか。

○施設課長 そういうことです。ですから 2249 の8は譲り受けの対象として町が第1順位になり得ないと、現に占有許可を受けていらっしゃる方が第1順位で対象になるということです。

○2番 小田達雄 あとはみないいわけですね。道路は 2253 の4、これは道路ですか。

○施設課長 2253 の4は三角の土地ですので該当しませんが、2249 の7については現に道路として利用しておりますので行政財産として国が管理するというところで譲り渡しの対象にはなり得ないということでございます。

○5番 中野祥太郎 そうすると黄色の線は有償ということで、平米当たりとかそういったところどれくらいになるのでしょうか。

○委員長 施設課長。

○施設課長 財務省と見積り合わせをいたしまして、財務省の予定価格以上のもので一応話が通りました。うちの方の単価としましては近隣の課税標準額を参考にして単価を出し全体の金額を算定しています。

(「はい」という声あり。)

○委員長 小田委員。

○2番 小田達雄 2249 の9は完全に譲り受けできると、そしてこれは道の駅関係の土地になると、下側の済みの三角あれは。

○施設課長 2249 の9については補正予算で説明したかと思いますが、この度財務省から買い取るということで契約の方は済んでおります。それで実際には、この2249 の9と緑の2249 の7の境に水路があります。水路部分については、この黄色の部分に入っておりますので、それから道の駅側については町の方で買収して漁港の用地それから道の駅の利用計画上の用地ということで将来にわたって使っていきたいというふうに思っております。

○2番 小田達雄 下側の方ですね、下側の黄色いところ、あれは何をするんですか。

○施設課長 あれは、実際には交通安全塔が立っておりますが、交通安全塔の土地自体はもともとは海の土地で、法律上は陸地ではなしに海浜地で、今現在町が利用していますのでその部分については、町の方へ普通財産として譲り受けをする、町が買収するというところで協議をしたところです。

○委員長 そのほか質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第11号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

それではここで10分間休憩します。

休 憩 10時02分

再 開 10時12分

○委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第12号、阿武町農林業施設災害復旧事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして審議に入ります。質疑はありませんでしょうか。

(5番、中野祥太郎委員「はい」という声あり。)

○委員長 中野委員。

○5番 中野祥太郎 萩市は1パーセントということなんですが、実際負担は何パーセントに地権者の負担がなるんですかね。

○委員長 施設課長。

○施設課長 今回の災害のみで当てはめてみますと、農地の補助率が 95 パーセント、残りの5パーセントの中を受益者が 25 パーセント、町が 75 パーセントということなので、本来なら 2.5 パーセントの折半負担ですからそれが 1.25 パーセントに減額されるということになります。それと、農業用施設につきましては、今回が 98.5 パーセントの国の補助がございますので、0.9 パーセントから 0.45 パーセントに負担が軽減されるということになります。萩市から直接聞いた話ではございませんが、萩市の1パーセントについては今回のみの暫定的な措置ということでございますので、これから将来起こり得る災害の全てが農地については1パーセントということではないということを県の方から聞いております。

○委員長 その他質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を打ち切って採決に移ります。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 12 号につきましては原案のとおり可決することに決しました。

議案第 13 号、道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして審議を行います。質疑はありませんか。

(「はい」という声あり。)

○委員長 小田委員。

○2番 小田達雄 観光ということですね。観光事業というのはこの前の時もあったわけですが、確かにパンフレットを置いてあるんですけども、総合的な観光、海水浴場とか何とか、あるいはいつかも言ったんですが夏祭り等の事業、観光事業ですけども、こういう時の事務的なこともある程度ここでやられること

ができるんでしょうか。

○委員長 経済課長。

○経済課長 道の駅の展開につきましては、観光そのものの事業につきましては、ここに事業概要としまして、交流だとか健康増進等いろいろ書いてありますけど、道の駅を中心としていろんなイベントとか打ち出していけたら、それに対しましては町が関与したりしながら、あぶクリエイションと一体的に行っていけたらと思っています。

○小田達雄 観光協会がありますね、ほとんどの所には、うちには観光協会が無いですね、観光協会的な仕事を道の駅がやってもらうと助かるがということなんです。

○町長 今までは発祥交流館の中で観光事業の案内ということが定めてあったわけですが、今回は直売所の方に観光をもってきています。といいますのが、発祥交流館は今まで事務所がありましたから、阿武町の玄関口ということで結構観光的なことも問い合わせ等ここに行かれる方が多かったわけですけど、そこで観光協会はありませんけど、観光案内等含めてやっていたわけですけども、今度は事務所の方が直売所の中の一室ということで情報コーナーの縁になりますから、利用客が増えればまた観光の問い合わせ等も増えると思いますが、当然あぶクリエイションの事務所が今度は情報コーナーのすぐ縁にありますから、観光事業を含めた中で対応していくということになるろうということで、これからも継続して行ってまいります。

(「はい」という声あり。)

○委員長 白松委員。

○4番 白松博之 その他付帯施設というのがありますが、これは加工施設等を指しているんでしょうか、どういうふうなものが付帯施設としてあるんでしょうか。

○町長 今までの条例の定め方が、今回改正するにあたって一部不備もあったのかなと思っております。今国営の事務所を発祥交流館ということで使っておりますけども、あと倉庫等も当然あります。また後の物置等も使っているわけでありますが、それを今道の駅の施設として活用しておりますので、それはやはりその他の付帯施設としてはっきり定めないとその分が漏れてくるということで今回追加をしたところであります。

(「はい」という声あり。)

○委員長 はい、中野委員。

○5番 中野祥太郎 この中で道の駅としての役割的には、私思うんですが、地域の経済の活性という位置を捉えて、この事業内容というのはほとんど道の駅のストレートな事業内容だと思います。それだけに及ばず、特産物の斡旋だとか、東京ふるさと阿武町会もつくられるということを知っておりますが、そういった要するにチャンネルの場といいますか、斡旋したり情報を発信する外へ、要は農産物の販売をここだけでやってしまうとですね、当然経済的にはここだけの販売に終わってしまうと思うんですよ、ということはそこにまだ色んな過剰なものがあるわけですね、それをどう阿武町の住民の皆さんにメリットを活かすかという発信基地、あるいは情報発信基地といいますか、会議の方で本当はして欲しいんですけど、そういうところまで訴えていただけることはできないでしょうか、というふうに思います。

○町長 東京の方という話しですか。

○5番 中野祥太郎 勿論東京もですが、東京だけじゃなく限定せずに

○町長 町外にそういった基地をということですか。

○5番 中野祥太郎 そういったことです。今パソコンで色々と支配人から発信をされておるんですが、それだけではなくて仲介料を取ったりしてでもですね、これ農協漁協の役割になってしまうのかも知れませんが、要は経済を作る上でそ

ういう分野というのも少しずつやっていくべきではなかろうかということで、そういう取り組みもしていただきたいということでございます。

○町長 それを視野に入れて、これから如何に都市部に食い込んでいくかと言うことを考えていかななくてはいけない、当然の問題だと思います。昨日も一般質問でお答えしましたが、此処の背後人口が小さいですからこれは限度がある、そうするともう打って出ていかないとある程度事業展開できないわけです。そうした中で具体的に考えていく中で、店舗が良いのかどうかわかりませんが、今から検討の余地がありますけど、先日の東京ふるさと阿武町会の準備大会の時に、景品を町の方で準備して欲しいという依頼がありましたから、それくらいの経費は持とうと、あとは全部向こうでございまして、参加賞から全て揃えさせていただきました。総勢 38 名分でしたけど、中野議員の所の米も、よくPRさせていただきました。そうして今度6月21日の創立大会の時にはまた参加賞をこちらの方から特産品をまた持って行って皆さんにお配りすることにしております。やはりそういったところからまず始めて行って、色々な業種の方がおられるわけですら、年齢も違いますし、そこから話がまた一つ進めば新たな展開が出来るという期待も持っております。そういった意味で町の特産品を、5種類でしたか持っていったんですけど、これからそういった加工品を増やしていく中で事業展開をしていく必要があるというふうに私も認識をしておりますから、こういった色々な機会を捉えて方法論を考えていくことが重要だろうという認識を持っておりますから、またご意見等をお聞かせいただけたらと思っております。

○5番 中野祥太郎 それを事業概要に載せていただけたら、将来的かも知れませんが、そういう所へ行くんだよという職員の方の認識も出来てくるのかなということで、事業概要に載せていただけたら道の駅の役割として第三セクターとして下ろせるのかなと、そういうふうにちょっと思いました。

○町長 これは施設の事業内容ですから、農林水産物の展示、販売等に包括され

るというふうに思っておりますが、あぶクリエイションの方で事業内容を展開する中で必要があればそういったことも考えていきたいというふうに思っております。

○4番 白松博之 今、経済課の方のお手伝いをいただきながら、軒先あったか便ということで東京に、2ヵ所月1回行っております。道の駅の品物を送っておりますが、今後本来であれば、道の駅がそれを担って規模を大きくしていくというふうなこと、また特にこれは阿武町のPRを兼ねてパンフレットを配りながら東京のボランティアの方にお手伝いいただきながら、今運営をされているわけですが、経済課長、どのように今後の方向を考えていらっしゃるのか聞かせてもらったらと思います。

○委員長 経済課長。

○経済課長 販路の拡大、市場の開拓ということを含めまして今後検討していきたいと思っております。

○3番 小田高正 この36ページの改める表の中には、交流とか情報とか文章が入ってます。その中の一環で、今回新たにデートスポットというか、ハートマークとか設置されるということなんですが、新しい道の駅が4月20日からオープンするんで、設立当初の1、2年間で本当の阿武町を売っていくというカリピーターを呼び込むというのに一番重要な年だと思われまます。そういった中で、たとえばお金をかけずに企画を打つとしたら、簡単な事柄から始まるということもあるんですが、そこでどこまでサービスができるかという問題もあるかも知れませんが、折角そういうデートスポットでハートマークを作るのであれば、写真を撮ってあげたり、そういった企画でレジに写真をお撮りしますとか、そういったことで郵送なりその場でデジカメで撮ってあげたりすると、阿武町が心に落ちるということもあると思いますので、お金のかからない企画というものはどんどん出来ると思いますので、その辺については是非考慮していただきたいなというふ

うに思います。

○委員長 その他質疑ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第13号、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第13号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第14号、阿武町日本海温泉施設に関する条例の一部を改正する条例につきまして審議に入ります。質疑はありますか。

○1番 末若憲二 温泉スタンド施設はそのまま置いておくのですか。

○委員長 経済課長。

○経済課長 今温泉スタンドは泉源から汲み上げる施設のみが残っております。

○委員長 他に質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないということで、議案第14号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

議案第17号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての審議に入ります。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑ないようですので、採決に移ります。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 17 号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 18 号、平成 25 年度阿武町一般会計補正予算（第 7 回）について審議を行います。まず歳出の方から質疑を行いたいと思います。款毎には行いませんので質疑のある方はどうぞ。

○1 番 末若憲二 民生費 18 ページの負担金補助及び交付金で、福祉タクシー助成が減るんですが、結局利用者が少ないということですか。

○委員長 民生課長。

○民生課長 平成 25 年度からコミュニティーバスを走らせたということで、これまでの福祉タクシー制度を見直しまして、町全体では対象者が 900 人くらいで、そのうち入院されている等の方を除くと 750 人くらいで、実際に申請があったのが今年度は 175 人で、当初は 280 人を見込んでおりましたが実際の申請者が減ったということで今回補正をお願いするものです。

○2 番 小田達雄 宇久は幹線道路まで遠いのでタクシーの利用者が多いが、何か良い情報はないでしょうか。

○総務課長 コミュニティーワゴンにつきまして、今仰るようなことを検討した経緯はあります。宇久のバス停が国道の方にありますので、距離があるなどは思いますが、実際問題として運行経路の中で、あの厳しい踏切があり、非常に狭隘な部分もあるため、そこにコミュニティーワゴンを運行することには危険というか事故の確率が高いということで、検討した中でこれは安全第一を考えております。

○5 番 中野祥太郎 24 ページの農林水産費の水面多面的機能発揮対策補助金は補助の変更というふうに聞いたんですが、今磯焼けが問題になっていると思いますけどもどういう変更なんですか。

○**経済課長** これは、農林水産省の補助金で当初阿武町が事業費の4分の1、50万円を負担することになっておりましたが、補助制度の変更により町の負担がいなくなったということで、実際に事業は行われております。

○**委員長** ないようでしたら、歳入に入ります。

○**6番 西村良子** 10ページのふるさと寄附金なんですけど、実績についてということともう一点、他の自治体ではふるさと寄附金をされた方に色んなサービスがあるんだそうですけども、阿武町としてはどんな対応をしておられるかお聞かせください。

○**委員長** 総務課長。

○**総務課長** 制度そのものは平成20年度から始まっております。平成20年度が23件で106万円、21年度が27件で73万1千円、22年度が10件で35万円、23年度が7件で45万円、24年度が5件で11万5千円、25年度が現在までで7件で19万円、トータルで全額基金に積み立てておりますが、289万6千円ほどがこれを積み立てた額で、蛇足ですけども、これを一つの財源で阿武町のむかし話の改訂版を作ることにしております。それと、テレビなんかでもやっておりますが、このふるさと寄附金が一つのブームになりまして、趣旨とは離れた話ですが、ふるさと寄附金というのは、もともと自分がその市町の出身であるとか、色々応援したい町であるとかいう所に対してお金を、寄附金をさしあげますよと、それが後で税金の一定の国税なり町県民税から差し引くという制度なんですけども、ところが今、ほとんどの所でいただいた寄附、例えば1万円いただければ、これに対してありがとうございますという意味を込めて、何某かの物を、多くは特産品が多いのですが、その額が問題になるんですが、例えば1万円していただいたら半額くらいの5千円くらいの、よくテレビで宣伝するのはお肉をだすとか、そういうのはテレビとかで何回もやっております。これがブームになりまして、それが税金で控除が出来るわけです。1万円しても最終的に8千円くらい返って2

千円くらいで済むような仕組みがあり、そうすると1万円阿武町にして税金で8千円返ってきて実質手出しが2千円、阿武町から5千円のお肉をもらう、ということは5千円のお肉を2千円で買ったという仕組みになるわけです。こういうことをテレビとかでやりますと、多くの景品を出すところに多く集まるということになって、本来のふるさと寄附金とはかけ離れた運用の仕方がされていると、これはいずれ是正されると思います。趣旨とは完全に離れたものですから。阿武町につきましては、初めは日本海温泉の回数券とか阿武町の50周年記念誌とかを先方にお尋ねして贈っておりましたが、現在は何回もしていただいた方が多く、実際にはお渡しをしていないというのが実状です。

○委員長 他に質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第18号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第19号、平成25年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)について審議を行います。これは歳入歳出一括で質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑ないようですので、採決に移ります。

議案第19号、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第19号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第20号、平成25年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)について審議を行います。質疑はありませんか。

○2番 小田達雄 外来診療収入が減っているようですが、推移と今後の見通しはどうでしょうか。

○委員長 民生課長。

○民生課長 ご指摘のとおり、今回マイナスの歳入ということで大変気にはしているところですが、人口の減少と高齢化等でなかなかこれ以上増やすのは難しいかなと思っております。基本的に国民健康保険の方は患者数がだんだん減っており、社会保険の方が増えつつある、後期高齢の方もだんだん減っているところですが、なるべく診療のサービスを向上し皆さんに愛されて利用していただくようにしたいと思っております。またジェネリック医薬品を使っていることも収入減の要因であります。

○委員長 その他質疑はありませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第20号、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 ご異議ないようですので、議案第20号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第21号、平成25年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2回)について審議を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、採決に移ります。

議案第21号、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 ご異議ないようですので、議案第21号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 22 号、平成 25 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について審議を行います。歳入歳出一括で質疑を受けます。質疑はありますか。

○6番 西村良子 7ページですが、賃金のところに認定審査というのがあるんですが、ちょっとこの認定審査についてどういう形で、およそ何人くらいでやられているのか、ちょっと説明いただけますか。賃金そのものはいいんですが、関連で審査会のことについてちょっと教えてください。

○委員長 民生課長。

○民生課長 介護保険の申請に伴い、斎藤先生がおられる班と政井先生がおられる班と2班ございまして、それぞれ予め申請書類を申請者の名前を伏せてお届けしまして、それぞれ自分なりに判定した物を持ち寄っていただいて、審査会にかけていただいて介護度を認定していただくというふうなことで、毎回2班ありまして、一つの班が4人で協議をいただいております。

○委員長 他に質疑ないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 22 号、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議がないようですので、議案第 22 号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第 23 号、平成 25 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 回）について審議を行います。質疑はありますか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、採決に移ります。

議案第 23 号、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議がないようですので、議案第 23 号につきましては、原案のとおり

り可決することに決しました。

次に議案第24号、平成25年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について審議を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、採決に移ります。

議案第24号、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第24号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

ここで、10分間休憩します。

休 憩 10時58分

再 開 11時08分

○委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第25号、平成26年度阿武町一般会計予算について審議を行います。

まず、歳出の款毎に審議を行います。1款、議会費について質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 ないようですから、総務費。

○2番 小田達雄 多分今悩んでおられると思いますが、パソコンですね、例のXPが、これをどのように今度やられるのか、36ページのパソコン購入について。

○総務課長 ウィンドウズXPのサポートがこの4月9日で終了して、それから後はサポートができないということで、一番懸念するのはウイルスに対処が出来ないということでありまして、現在ウィンドウズは8.1まで出ていますが、既存

の他のソフトとの相性の関係で、あまり新しい物を入れるとまだバグがでますので、今7に変えていこうとしております。全体でX P関連の物が庁内で 84 台ありまして、平成 24 年度までに更新完了しているのが 41 台、43 台残っておりますが、今年度中に 13 台終わってあと 30 台残ります。これを平成 26 年度と 27 年度で 15 台ずつやっていけば、全部交換完了するというような計画を立てております。

○委員長 その他ありませんでしょうか。

○5番 中野祥太郎 40 ページ、情報政策費の委託料や使用料で、総務費だけじゃなくて色んなシステム、ソフト等々の金額が膨らんでいますが、町村間で一緒にシステムを利用するような仕組みはないのでしょうか。

○総務課長 これについてはクラウドという方法がありますが、これにつきまして取り組めないかということで、山口県町村会 6 町で共同運用について研究をしまいいりました。視察等も行って、先進事例等も見てまいりました。そうした中で、やはり最終的には規模の大きさによるのかなと思いますが、阿武町は 20 億程度の標準財政規模の中でコンピュータが 4 千万円となるとコンピュータのウエイトが大きくなりますが、標準財政規模が大きな町になると、大きな所ほどウエイトが少ないということで、どうしても温度差があって、色々研究してまいりましたが、現時点では実質的に先送り状態です。完全にご破算になったということではありませんが、今町村会の段階では、ちょっと様子を見ようという状況であります。本町としては、当然ウエイトが大きいわけですから、是非クラウドの方向で今後とも他の町に呼びかけながらやっていきたいと思っております。

○5番 中野祥太郎 県をはみ出すというのは難しいですか。人口レベルの少ない他の県の自治体との仕組みは難しいですかね。

○総務課長 コンピュータですから、情報インフラの関係で最低限必要になるのが高速ブロードバンドです。ところが阿武町については、光ケーブル網がありま

せん。この光ケーブル網を持ってこない限り、一つの大きな障害があつて、これはコンピュータだけでなく企業誘致においても障害となりますが、これがある程度うまくいけば、北海道であれ極端に言えば外国であつても理論上はできますが、情報処理だけでなく、物を処理しなくてはならないということもあり、税の通知とかを印刷して封入して阿武町まで届けるということになると、ある程度近くで、近くにそういう拠点があつて、物理的に動くということにならないとなると、せめて頑張って広島くらいかなと、ある程度の距離の範囲内で考えるべきかなと思つております。

因みに、県内の市も検討した経緯はあるでしょうけども、市はやはりウエイトが随分低いですし、専門の課があつたりして非常に、一部の市は前向きな所もありますが、気運は低いという状況です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声。)

ないようですので総務費を終えまして、続いて衛生費に移ります。

○6番 西村良子 56 ページ、老人福祉費の生活支援ハウスです、折角あるひだまりの里の生活支援ハウスが4部屋ありますが、当初1、2年は結構目的に沿つて入居者があつたようですが、今空いている方が多いというふうに聞いております。折角ある部屋をもっと使いやすいかたちに出来ないのかなと思うのですが。

○民生課長 ご指摘のとおり、今利用がほとんどなくて、基本的には1週間から3ヵ月の間、避難的に使つていただくために4部屋ほど生活支援ハウスがありますが、昨年の利用は0でした。ただ、昨年は災害がありまして、大刈の方が当面避難をされるのに4部屋全部を使った経緯がございますが、生活支援ハウスとしては昨年の実績は0件でした。

現在阿武福祉会が管理しておりますが、介護保険等でも使えるように今後は福祉会と社協との連携を取れるように調整をして、少しでも使えるようにしていく

方法で考えております。

○2番 小田達雄 56 ページ、扶助費ですが、去年と比べても 200 万円くらい増えていますが、福祉関係ですからだんだん増える傾向かと思いますが、これは対象者が増えるんですか、それとも単価が上がっているんですか。

○民生課長 障がい福祉サービスの利用者の増が一つと、障がい者の施設入所が増えているということ、それと法の改正により平成 26 年度までにサービス利用者全てにケアプランを作成することが必要になるため、増えている状況です。

○5番 中野祥太郎 58 ページの臨時福祉給付金給付事業費ですが、配布や周知はどのようにされますか。

○民生課長 第一弾として、広報と一緒に周知用のチラシを各家庭に配布したいと思っております。今後は、対象者の方に通知をしまして、申請をしていただかないと支払うことが出来ないなので、その申請と合わせて振込の手続きをしていただくこととなります。また3地区でそれぞれ、相談窓口等を設けて対応にあたりたいというふうを考えております。

○委員長 他にありませんか。ないようでしたら、衛生費に移ります。

○2番 小田達雄 66 ページ、太陽光発電の件ですが、要するに減ってきておるといふ傾向だろうと思いますが、単価が安くなると、色々問題もあるようですが、今後どのような傾向でしょうか。

○民生課長 まず実績を申し上げますと、平成 23 年度が 7 件、24 年度が 11 件、今年度が現在 2 件です。来年度は県の補助がなくなりますので、どうかなとは思いましたが、美咲の分譲宅地に新しい家が建てば、需要があるかなと思ひまして今回 5 件分の予算計上をさせていただきました。町としても、太陽光発電等環境に配慮した取り組みには積極的に助成したいと思っております。

○町長 委員ご指摘のとおり、初めは買い取り単価が高かったのも、据え付ける戸数も多かったのですが、今また下がり、来年度も下がりますから、傾向とし

ではこれから増えることはないだろうと、そういった予測はしております。そうした中で、この制度をいつまでやるかというのはまた次の課題だろうというふうに思っておりますけど、来年度はそういった中で5件ほど、従来に比べて半分の計上ということでございます。

○6番 西村良子 66 ページですが、負担金補助及び交付金の中の健康ダイヤル24事業負担金ですが、私も2回ほど活用してみましたけど、フリーダイヤルでお話をするんですけども、阿武町の利用率というのは分かりますか。

○民生課長 萩市と一緒にやっておりますので、阿武町の件数は分かりません。受ける方も阿武町からか萩市からか確認するわけではありませんから、分かりませんが、平成24年度は1日平均3.8件、25年の4月から6月が1日平均が3.9件、ここまで今資料を向こうからいただいております。

○5番 中野祥太郎 68 ページの訪問指導車購入ですが、これは買い換えですか、1台増えるのですか。

○民生課長 新規に買うわけではありませんで、更新でございます。現在15年経過しておりますから、これの更新ですが、色々と検討しまして、訪問車も用途が多い方が良いだろうということで、福祉車両ということで、車イスで乗り込めるような軽自動車です。

○委員長 その他ありませんか、ないようでしたら続いて労働費について。

○2番 小田達雄 シルバー人材センターの活用、町としての活用がだんだん減ってきておるんじゃないかなと、特にこの度のプール、温泉関係、色んな事業も減ってきておるんじゃないかと思うんですが。その関係かどうか、人数も減ってきておるんじゃないかと、会員数もですね、その辺町としては、どういうシルバーに対する仕事の提供を考えておられるのか。

○総務課長 シルバー人材センターの発足そのものは、小田委員さん携わっておられましたが、第一線を退いた方々の色んな技術なりノウハウを使って地域に貢

献していただくという趣旨ではありますが、これはある意味で諸刃の剣でありました、あまりシルバーの方にお願ひするという事は、視点を変えれば若い人の就業の場を奪っているという見方もあるわけです。私どもの町にとってみれば、その若い人1人が大事なわけです。そうすると、ここは見極めていかないと、例えば役場の宿直とかは若い人よりシルバーさんに向いてますねとか、短時間的な給食の配達業務とかについても、フルタイムの若い人というお話にはならない、という見極めが大事だと思います。何でもかんでもシルバーさんにやっていただければ、信頼できるし安いしいいね、ということにはならない。今後はこういったことを見極めていかなければいけない、特にフルタイムでやっていただくようなことは、シルバーでなくてはならないような仕事でなく他の方に出来るようなことについては、むしろシルバーの方にはご遠慮いただいて、若い方に一人役もっていくと、こういうものの考え方でなくてはならないと考えております。

○6番 西村良子 シルバー人材センターの色々な仕事がありますが、今少し声として出ているのが、現役を退職した60台前半の方が、これから結構出てくると思いますけども、そういった方がある程度交代してもいいんじゃないかと、日直とかもう10年も長くやられる方もおられるし、或いは宿直をもう80を過ぎた方が頑張っている、毎年というわけにはいきませんが、ある程度の年数が来れば次の方へと交代する、そういう場を逆に与えてあげるということを、手を挙げてもなかなか自分が思う仕事がまわってこない、だからはいってもしようがないというような声も聞きますので、全体を見てある程度回していくということもいるんじゃないかなと思うんですが。

○総務課長 シルバーについては、業務を発注する際に、阿武出張所の方に、もうどうですかと思われる方については、お願いしております。お願いというのは、もうぼちぼちというようなお願いです。運転業務についても、これ以上の年齢の方についてはご遠慮願いたいというふうなことはありますが、確かに昔から

特定の人に業務が多くいって、なかなか登録したけども、1回も仕事がなかったというようなことはありました。その辺は、これからは是非、そういった声をお聞きしましたので、伝えておきたいと思います。

○委員長 労働費についてはよろしいですか。それでは続いて農林水産業費。

○5番 中野祥太郎 72 ページの農地農家基本台帳システムというのが出てるんですが、今まではこれどうやっておられたんでしょうか。

○経済課長 農業委員会におきましては、今までは農家台帳システムで農家毎に管理をしておりましたが、今回新たに、平成26年度におきまして、農地1筆毎に管理する農地農家台帳システムを導入し、法制化された農地中間管理機構制度や日本型直接支払制度に対応するためのシステムで、これからは例えば選挙管理委員会の名簿だとか、固定資産の台帳などと同列の扱いになるというものです。

○4番 白松博之 72 ページに新規就農者等住宅賃借料というのがありますが、利用状況なりどういう基準で使われるのか教えてください。

○経済課長 これは福賀新田の尾崎さんが借りておられる家賃について、一旦町に支払って、これは歳入の26ページに同額を計上しておりますが、これを町から家主さんの方に支払うためのものです。

○4番 白松博之 74 ページに青年就農給付金というのがありますが、これの今の利用状況はどうでしょうか。

○経済課長 カッコ書きで経営開始型とありますが、対象は福賀笹尾の鈴屋さんでございまして、国の制度で、農業に新規就農されましたら、経営が軌道に乗るまで最大5年間、鈴屋さんにつきましては、ご夫婦でハウレン草をつくっていらっしやいまして、月々18万7500円で年間225万円を国から100パーセント町が受けまして、支払うものでございます。

○4番 白松博之 この制度は、また福賀の方で新規就農者がいらっしやる場合には利用できるわけですか。

○**経済課長** この制度は、新規就農であれば誰でもと言うものではございません。44歳までに農業に就かれた方、その中で人農地プランの認定が必要となります。

○**委員長** お昼になりましたので、ここで会議を閉じて昼食のための休憩とします。午後は1時から再開しますのでよろしくお願ひします。

休 憩 12時02分

再 開 12時59分

○**委員長** 昼食のための休憩を閉じて会議を続行いたします。午前中に引き続きまして農林水産業費。

○**2番 小田達雄** 74ページ、土づくり推進事業補助金ですけども、たしか堆肥の補助金で、いつか足りなければどうにかすると言うことであつたんですけども、今頼んでも品切れですよ、堆肥を余所から取っても補助金は出るんですか。

○**経済課長** この補助金は、2分の1が町の補助なんですけども、補助対象は無角公社からのもののみです。去年は600トンでしたが、今年700トンで全体的には去年より少し多いんですが、場所の問題等ありまして、いろいろ努力しておりますが限界があるもので、なんとか追加できないかと検討しております。

○**5番 中野祥太郎** 78ページの多面的機能支払交付金ですが、概要が分かればということ、金額的には去年と同じなんですかね。

○**施設課長** 昨年度の農地水保全管理、これが制度が変わって多面的機能に名前が変わつたんですが、昨年度までは2階建ての構成であつたんですが、今年度からは1階部分が2つに分かれて、3通りのセットメニューになっております。1階部分の1と2は必ずセットでやらなければなりません。2階部分はまた別の制度内容ですので、少なくとも1階部分は、その団体で取り組んでいただきたいと、内容については若干の変更はございますが、単価的には、今までと同じ内容をさ

れたと仮定すれば、単価的に 1500 円アップすることになりますが、まだ制度が充分熟しておりませんので、はっきりした金額は申せませんが、今のままストレートにいくとすれば、単価的には 1500 円のアップになろうかというふうに思っております。

○1番 末若憲二 その下にあります西台ですが、放牧場管理委託料、これはどなたに委託料を払うんですか。

○経済課長 無角和種振興公社です。

○委員長 ないようでしたら、1点ほど要望したいと思います。74 ページの負担金補助及び交付金の農事組合法人後継者育成補助金ですが、当初予算の概要の7 ページ、2年前にお尋ねしたときは期間は2年間というふうになっていたと思うんですが、現在要項は12ヵ月ということになって、1年ということなんですが、できれば、2年間という期間にならないかと言うことで要請したいと思います。

理由は、例えばハウレン草であれば年3回から4回収穫できますので経験が出来るわけですが、水稻とか年に1回の収穫のものについては、1回限りということで研修とか経験を積むことが出来ません。さらに大型機械を使う場合には大型特殊という免許が必要になりますので、そういったことを含めて1年で全てやるとなると育成する方も受ける方も大変なので、期間を1年からせめて2年に延長できないかという要望でございますけど。

○経済課長 今後考慮していきたいと思います。

○委員長 他にありますか。ないようでしたら商工費に入りたいと思います。

○2番 小田達雄 84 ページ、海水浴場ですが、海水浴場と野営場の連携が浜が浸食されて取りにくくなっている。海水浴場の周りを総合的な開発計画と言うことを計画しなければいけないんじゃないかなと、緊急の場合も、特に最近はおかしな天気が多いので、海水浴場は海水浴場、野営場は野営場で予算が組んであるけども、今後は一体的な、総合的な開発計画というんですか、必要なんじゃない

かと、検討してもらったと思います。

○**施設課長** 計画上は海岸保全施設としては終わったという認識でおります。ですが、波のことですし砂のことで、将来的にまたどういうふうな形が良いのかということは、先を見通した中で考えていきたいと思っております。

○**5番 中野祥太郎** 砂が浸食するということについて、清ヶ浜のテトラですね、砂が全部テトラの中に海流によって入って、宇久側の方が減る、木与側の方も減っている状況なんです、その辺の対策というものはありませんでしょうか。

○**施設課長** 海岸保全施設、沖合に離岸堤を補助を受けてやっておりますので、1個でも動かすことについては、また水産庁の方と色々と難しい問題が出てきますので、先ほど小田委員が言われたように、総合的な考えの中で、離岸堤だけの問題でなく、清ヶ浜全体を考えた中で検討していきたいと思っております。

○**2番 小田達雄** 確か10年前の基本計画では、あの離岸堤をいらうということがあって、作ってすぐだからいらえないということがあったと思いますが、今度の計画には入れるか何かしないと、色々な問題が起こってくると思いますが。

○**総務課長** 基本計画の中に入れておきまして、それを受けて県の方に直接要望をいたしました、先ほどの説明のように、もともと国の補助を使ってそこを保全するための個数であったり、高さであったり、そういったものは全部計算に基づいて設置したものである、それを除けるということは、何の目的で作ったのか自己矛盾を起こしはしないか、という県の方の答弁で、それは国の方には持って行けないということでありました。海岸の浸食を防ぐために一定の基準、理論に基づいて位置なり個数が決められた、それを今度は除けてくれというのは、また浸食してくださいということになり、裏返しじゃないですかという論点で、それはそれなりの正論ですけども、そうは言いながらも現実問題として、護岸を守るだけでなく、海岸全体の構想、清ヶ浜という特殊性、その時々鳴き砂という価値観等により変わってくるので、それなりに今の価値観を持って、これから

計画を立てていくわけですから、その中で検討してみたいと思っております。

○5番 中野祥太郎 84 ページですが、観光費の観光看板製作設置工事ですが、もう一度詳しく、どういったものが入っているのかお聞きしたいと思います。

○経済課長 町の玄関である道の駅に総合観光案内板を設置しようというものです。今温水プールの前にありますけども、あれはだいぶ前に作ったもので、今度はもう少ししっかりしたものを、阿武町全体のことが良く分かったり、道案内或いは皆様に良く理解していただけるようなものを設置したいと思っております。

○委員長 他にありませんか。ないようですので土木費に移ります。質疑はありますか。

○委員長 質疑がないようですので、消防費に移ります。

○1番 末若憲二 直接この予算とは関係ないんですが、今朝方の地震のように、課長が作業服で夜中に集まられたと思うんですが、地震だけに関わらず、災害とか火事とか、そういう時に行政サイドとしてどのような対応をとられるのか、或いはそういう基準があるのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

○総務課長 基準は地域防災計画というものがあまして、国の防災計画に基づいて、県が県の地域防災計画をつくり、それを加味しながら阿武町は阿武町なりの地域防災計画を立てておりまして、その中に職員の体制という項があります。一例を申し上げますと、配備体制につきましては、震度4乃至津波警報が出た場合には第2警戒体制を敷きなさい、ということになります。その第2警戒体制が今日2時7分に震度4の地震が起こったわけで、それが起こった場合は、総務課職員は全員出動、あと基準がありまして。総務課全員、施設課3名、経済課3名民生課3名と、そういう基準に基づきまして職員が出動いたします。因みに震度3でありますと、総務課3人、施設課2人と、小人数になりますと管理職になるわけですが、それと防災担当者がこの基準に基づいて配備体制をとる、という形になります。

○1番 末若憲二 そういうふうに職員の方は出ておられるんですが、そこで消防団との連携は、この時には必要だ、この時には必要でないとか、色々あるとは思いますが、例えば各地区に消防副団長が居ますけど、地区によって災害などの時、このレベル以上になったら消防団長、副団長に出て来てもらおうとか、一緒になって話をしようじゃないかというような、そこまでは考えておられませんか。

○総務課長 地震の場合におきましては、震度5になりますと災害対策本部が設置されます。このときには災対本部のメンバーの中に消防団長が入ってきます。ですから、消防団長は災対本部の中で本部長から、町長ですね、本部長から指示を受け、受けたことについて自分の組織に流していく、こういう仕組みになります。

○5番 中野祥太郎 94 ページですけど、委託料ですが、消防救急事務委託料が前年度に比べて約2千400万円くらい多いんですが、これは出動回数が多かったんでしょうか、それとも委託料の単価が上がったんでしょうか。

○総務課長 だいたい毎年7千500万円くらいなんですけども、26年度については大幅に増えておりまして、これの大きな理由につきましては、既に消防救急のデジタル化改修については行っておりますが、これと併せて補助に乗らない部分があるわけですけど、その他の機器も更新していくということで、大きな経費が要りまして、そのために約2千500万円阿武町の負担分が増えたということで、だいたい10パーセント程度が阿武町の負担分になりまして、全体経費としては2億5千万円くらいかかっておりますが、その約10パーセントの2千500万円くらいが通常時よりも支出が増えるということでもあります。

○委員長 他にありませんか。ないようでしたら教育費に移ります。教育費全般で質疑はありませんか。

○6番 西村良子 100 ページですけど、給食センター費の中の賃金、直接では

ないんですが、新しくなった給食センターで、どういう形で、職員の方の部分と全体の維持管理費がどれくらいになっているのか教えていただけますか。

○**教育委員会事務局長** 先ず組織体制ですが、センターの職員につきましては、阿武町給食センター設置条例のうえで、所長、副所長、事務職員、学校栄養士、調理員その他必要な職員という組織体制になっておりまして、所長は教育長が兼務しておりまして、副所長は阿武小学校の校長が兼務、事務職員は学校栄養士が兼務しております。実務としての面としては、学校栄養士が町内の学校全てに係る年間計画及び具体的な献立を作って、これに基づいて調理員が調理したものをシルバー人材センターが阿武小学校を除いた各学校に配送をしているというのが本町の実態であります。調理員の内訳として、町職員が1人、常勤の臨時職員2人の合わせて3人が常時調理場で調理しているということとして、この常勤の3人が休暇を取る必要がある時のために、代替要員としてパートの調理員3名を登録しているという状況であります。光熱水費は172万4千円ですが、この内訳として電気料が殆どでありまして、これが144万円、水道料が28万4千円ということであります。前年度当初予算が168万6千円ということで3万8千円ほど増としております。これは消費税アップに伴う影響を加味したものであります。この調理場につきましては、阿武小学校の改築に併せまして、オール電化の調理場にしておりますが、この調理場が整備される前の平成22年度の当初予算はおよそ230万円でありまして、児童生徒数ほぼ今と同様でありますけども、この改修によりまして年間およそ60万円減ということになっております。

○**2番 小田達雄** この度から武道館が改修されて、柔道等活発にされるようで、大変良いことだと思うんですけども、学校体育で武道、柔道をやられる、使われるかと思いますが、クラブ活動といいますか、スポーツ少年団といいますか、その方でも随分使われるんじゃないかと思いますが、大変良いことですが、問題は武道館は作ってもあと指導者の問題ですね、今は指導者がおられるから大変良い

んですが、あと5年10年経って、もう指導者からおられなくてまた辞めたというようなことでは面白くないので、指導者の養成もある程度町として、教育委員会として、ある程度考えておく必要はなかろうか、継続するために、折角こうした改めてお金をかけて作るんだからと言うことでちょっとお考えを聞きたいんですが。

○教育委員会事務局長 先ず現在の利用状況をお知らせしますが、学校では今中学校の学習指導要領に基づいて、体育の授業の中に武道必修となっておりますので、中学校では柔道を選択して2学期に1、2年の体育の授業として延べ20時間の授業数行っており、また一般の利用としては、今河内自治会の人代表の阿武柔道クラブが週3回夜に利用しており、このクラブにつきましてはスポ少の団体として登録しております。指導者と言うことでありますが、ひと昔ふた昔前は、中学校高校のクラブ活動での柔道経験者が多く、この方達が集まって自主的にクラブを作って、対外試合やメンバーの子ども達への指導が行われていたところでもありますけども、現在はこの阿武柔道クラブ以外は、そういう活動は行われていないと言うことであります。やはり中学校の生徒数が減少したこともありまして、課外活動も行われていなかったため、阿武町では柔道人口が少ないということが現状です。これは親のスポーツに対する嗜好がそのまま子どもに影響を与えるというのが世の常でありまして、近年の子育て世代の保護者が柔道にあまり馴染んでいないというのが、その理由だろうと思っております。しかし近年、武道が見直されてきております。中学校の必須となっておりますし、また東京オリンピックでも開催されるということでありまして、柔道への関心が高まっているということで、この改修した武道館を通じてその底辺が広がることを、教育委員会としては期待しているところであります。なお教育委員会としては、直接的に指導する立場ではなくて、柔道に限らず、その競技を愛する人達が集って、自助努力によって組織化し、それを側面的に支援していくスタンスというのが理想

の姿であるというふうに考えております。そのための環境整備としての場を提供し、社会体育の一つの選択肢を用意することが第一義的な関わりであると考えております。そういうことで、あくまで柔道人口の拡大、指導者育成については、柔道を真に愛する人達が他の団体と連携を取り合って、自主的に努力を重ねていただきたいというふうに考えているところであります。

○6番 西村良子 104 ページですけど、社会教育総務費のたくましく心豊かな阿武町っ子育成協議会、これ以前もありましたですかねこの協議会、名前が変わったのか、それとこの協議会の設置目的等ちょっと教えてください。

○教育委員会事務局長 これは専らいじめにかんするものでありますけども、これまでいじめに関する協議会につきましては、既存の2つの会、阿武町いじめ問題対策協議会、これは設置要項によりまして平成8年に設置されたものであります。そしてもう1つ、阿武町学校週5日制推進委員会、これも平成4年に設置されたものであります。この2つでいじめ問題について協議してまいりました。そのメンバーとしては、両方教育行政関係者そして学識経験者、PTA関係者代表者の中から阿武町教育委員会が委嘱すると規定になっておりまして、この会につきましては、事実上は町立学校の生徒指導主任の先生と教育委員会事務局担当者のみで、実態としては4学校いじめはないと聞いてはおりますが、生徒指導としての大きなくくりの形式的な協議をしてきたところであります。昨年ご案内のようにいじめ防止法が公布されておりまして、この施行後は具体的な対策が全国的に求められております。いじめの実態については、阿武町内ではないということでもありますけども、教育委員会としてはこれを積極的な予防対策として、教諭だけでなく警察や法務局、児童相談所などの専門家も含めて、新たにこの協議会を立ち上げて協議したいというふうに考えております。町内からはPTA役員、子ども会の関係者それから民生委員をメンバーとして予定しているところであります。年2回の予定で会合を持つようにしているところであります。

○5番 中野祥太郎 108 ページの町民センター費の委託料ですが、コンサート自主事業、前段の説明で60周年記念行事の負担が多くなったということですが、概要としてももう少し詳細にご説明がいただければということで、お願いいたします。

○教育委員会事務局長 予算説明におきまして、スタインウェイピアノなどアコースティックスの音色、即ち楽器本来の生音が生きる、かつふるさとへの郷愁を誘う歌手のコンサートということで申し上げたところでございますが、そのイメージにふさわしい歌手といたしまして、この広い野原いっぱい、さとうきび畑などのヒット曲を持つ森山良子さんで計画しております。森山さんは平成21年に公開されました映画、60歳からのラブレターという映画の主題歌を歌っておられます。この映画につきましては、長年連れ添った夫婦が感謝の言葉をハガキに綴る応募企画、60歳のラブレターという実話から着想を得て製作された映画でありまして、このテーマは人生をより良く、美しく輝いて生きていこうとする全ての人たちに勇気と希望を与えてくれる感動作とされているところであります。この主題歌を歌う森山さんは、60歳を迎える阿武町にふさわしい歌手であるというふうに考えております。期日といたしましては、来年の1月24日、土曜日夕方を予定しているところでございます。

○6番 西村良子 110 ページ、細かいことで恐縮なんですけど、学習アドバイザーという名前が出てきてるんですけど、この役割とどういう立場の人がなってらっしゃるんですかね。

○教育委員会事務局長 これは放課後子ども教室に関わるものでありますが、放課後子ども教室につきましては、小学校区子度に毎週水曜日の午後2時半から5時まで、奈古は児童館、福賀はのうそんセンターで開設しております。対象は小学校全学年でありまして、参加人数は現在奈古が7人、阿武小学校全児童数111人を分母とした参加率は約6パーセントであります。福賀につきましては13人

で福賀小学校の児童全員であります。その教室の内容につきましては、宿題、読み聞かせ、読書、物作り、スポーツ、遊びの見守りなどで、学習アドバイザーはその内容の調整役、所謂コーディネーター役でありまして、その資格として保育士や教員資格は特に必要はないということで、教室と名称を付けておりますけど、指導と言うよりも、子どもの自主的活動を見守るという性格のものであります。そのアドバイザーにつきましては、その人数は 25 年度は奈古が 8 人、福賀が 9 人を登録しているところであります。新年度のアドバイザーにつきましては今月下旬に改めて募集をするということにしております。

○委員長 他にありませんか。ないようでしたら災害復旧費に移ります。

○6番 西村良子 これから具体的に事業が決まって工事にはいると思うんですが、ほぼ見通し、いつ頃、どこへどういう工事をしていくというのが、見通しが立ちましたら、説明会を持っていただくことはできないかなと思うんですが。

○施設課長 農地農業用施設については、全体を 4 ブロックに分けて、既に入札をして落札業者を決めました。公共土木については 20 日過ぎに、これは 6 ブロックに分けて、これも全部 3 月末までには契約をしたいというふうに考えております。今回の 25 年災害につきましては、25 年度に発注いたしますが、26 年度分と併せて、26 年度の中では全て終わりたいというふうに思っております。業者とこれから詰めて、いずれにしても惣郷には、他の案件がございますので、説明会はしなければならないというふうに私どもは思っておりますので、今から業者と詳細な詰めをして、説明をしたいと思っております。ただ農地の方につきましては、なかなか田植えまでに全部の復旧というのは難しいと思っておりますので、その辺は地権者の方とよく話をして、ご協力いただければと思っております。

○委員長 他にあります。ないようでしたら、115 ページ、公債費から予備費を合わせて質疑を受けます。

○委員長 ないようですから、歳出全般にわたって、質疑を漏らされた方があり

ればお受けします。

○3番 小田高正 42 ページ、企画振興費の転入奨励金ですが、これは非常に転入された方については喜ばしいことで、小さい町だからこそ出来ることとは思いますが、この出し方というのが、おそらく一時金の支給という格好だと思います。町民の方も結構聞かれていることなんですけども、もらって先々またどっか転出されるという危惧もあります。この出し方について、一時金とかではなくて、例えば初めに転入されたらこういう奨励金をお渡しします、しかし5年経ったら残りの差額分を渡す、または上乘せをしてお支払いするとか、色々な小さい町だからこそ出来る奨励金の出し方があると思うんですけども、その辺については今後どのように考えておられますか。

○総務課長 転入奨励金を出しているところは少ないんです実は、平成の大合併の時に、小さい村なんかは結構やっていたんですけど、平成の大合併の時に市部はほとんどやっていなくて、止めたところがほとんどで、県内でも阿武町ともう1ヵ所あるか、ないかというようなところなんです。これも色々以前から議論のあるところで、奨励金をいただいてすぐ出たと言う方については、勿論初めにお渡しする時に返還していただきますよというのは、当然書いたものがあるので、実際返還していただいたこともあるんですけども、支払方は、転入してから2年以内に申請していただければ、一括でお支払いするという方法、金額については、単身であったり、また家族ぐるみであったら額が違う、それから第一次産業分野であったらもっと高いというのはあるんですけど、いずれにしても1回で支払うという制度です。今ご提案のことにつきましては、考え方とか色々ありますので、今後の検討課題と言うことにさせていただきたいと思います。

○委員長 他にありますか。

○1番 末若憲二 概要の14ページの住宅リフォーム及び木造住宅建築支援事業というのがありますが、これは町内外の業者を問わずということですか、町内

業者だけですか。

○**施設課長** 地域経済の振興ということも大きな命題になっておりますので、先ず町内の業者を使つてのものが対象です。

○**委員長** 他にありませんか。ないようでしたら歳入全般で質疑を受けます。

歳入について質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、ここで質疑を打ち切りたいと思います。

議案第25号、平成26年度阿武町一般会計予算につきましては挙手により採決したいと思います。原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(“挙手” 全員)

○**委員長** 全員賛成ということで、原案のとおり可決することと決しました。

続きまして、議案第26号、平成26年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について審議を行います。質疑はありませんか。歳入歳出一括でお願いします。

○**5番 中野祥太郎** 139ページでございますが、保険給付費の中の退職被保険者等療養給付費の負担額が前年度より3590万円くらい上がっているんですが、退職被保険者というのは非常に増えていらっしゃるのでしょうか。

○**民生課長** パーセントで言いますと、退職者の方が8パーセントほど増えて、一人あたりの医療費も20パーセント増えており、一般の方は逆に4パーセント減で、一人あたりの医療費も4パーセントくらい減っております。

○**2番 小田達雄** 一般被保険者高額療養費、これも増えてるんですか。

○**民生課長** 増えております。

○**2番 小田達雄** 一般会計からの繰り入れが多いようですが、だんだん増える傾向ですか。

○**町長** 一般会計からの繰入金が来年度5022万3千円ということで、これが増

額の傾向にあるんじゃないか、というご指摘でございますが、この一般会計繰入金は所謂制度上の繰り入れのみでございまして、国保税が少ないから会計の運営に支障をきたすので一般会計からの繰り入れをしているものではないんです。今まだ1億4千万円弱基金がありますから、それを崩しながら国保の会計の運営をしている、本来は運営部分を一般会計から繰り入れるということは問題があるんですけど、結局お金がないところは、国保税を毎年毎年上げる訳にはいきませんから、一般会計からの繰り入れで賄っているところもある、それが問題になっている。それは本来なら国保の受益者が限られるにも拘わらず、一般会計、皆さんの税金から繰り出すから問題になっているということで、制度の趣旨から反するのでそれが問題になっておりますし、それが毎年増加傾向にあるということでありますので、本町の場合はまだ制度上の繰り入れ、繰り出しだけで納めているということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長 他に質疑がないようですので、質疑を打ち切って採決に移ります。

議案第26号、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第26号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第27号、平成26年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について審議を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○委員長 質疑がないようですので、採決に移ります。

議案第27号、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第27号につきましては原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、平成26年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について審議を行います。歳入歳出併せて質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、採決に移ります。

議案第28号、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第28号につきましては原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第29号、平成26年度阿武町介護保険事業特別会計予算について審議を行います。歳入歳出一括で質疑を受けます。質疑はありませんか。

○5番 中野祥太郎 186 ページで、介護保険事業費全体で6900万円前年度と比べて増えているんですが、その中で居宅介護が1億近く増えて、施設介護の方が反対に5千万円くらい減っているんですが、その辺について説明いたしたらと思うんですが。

○民生課長 居宅介護サービス給付費につきましては、要介護1から5の認定を受けた利用者が在宅で介護を受けた場合の介護給付費で、施設介護サービス給付費は要介護1から5の認定を受けた利用者が介護保険施設に入所した場合の介護給付費というふうになっているわけで、基本的に介護保険は3カ年計画で、これが第5次の計画で、阿武町高齢者介護福祉計画ということで24年度から26年度の計画になっております。基本的には、この計画を基に3カ年それぞれ年度ごとに予算が立てられているということでありまして、26年度の予算もこの第5次介護福祉計画に基づいた予算立てとなっております。その中で、3カ年の計画が立てられた中で、保険料等も決まって、負担計上となっておりますが、この度26年度から法の改正がございまして、介護老人福祉施設、ここでいう恵寿苑ですが、恵寿苑が50床あるんですが、その内のユニット型というものが20床ありまして、

それが法の改正により地域密着型サービスの方に変わります。この変わった分が施設介護でなく居宅介護施設の方に位置付けられるために、20床12ヵ月ですから延べ240人分が施設介護から居宅介護に変わったということで、居宅介護の増分9932万2千円の内訳は、計画によりユニット型に移行した分が5390万3千円で残りの4541万9千円が訪問介護とか通所介護サービスの増加分で、また施設介護の方は4722万6千円の減額ですが、先ほどの5390万3千円との差し引き差額の667万7千円が施設介護分として増えた額となります。

○6番 西村良子 184ページの使用料及び賃借料ですが、物忘れ相談プログラムリース料ですが、どんなことをするんですか。

○民生課長 今認知症予防を社協を中心にやっておりますが、新年度から力を入れていこうということでありまして、現在社協の方に物忘れ相談プログラムというのがありまして、リースで1台借りております。パソコンのタッチパネルで1回5分くらいかかるんですが、認知症になっているかどうか判断をするプログラムがありまして、今1台で5分かかるんでなかなか前に進みませんので、もう2台リースをしまして、総合検診とか集団特定健診とかの場に持って行って、認知症検査を色々な方にさせていただいて、認知症も早期発見が非常に重要だと言われておりますので、その対応に活用しようというものです。

○委員長 その他質疑ありませんか。質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決に移ります。

議案第29号、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第29号につきましては、原案のとおり可決することに決定しました。

1時間経過いたしましたので、続行させていただきます。

議案第30号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について審議を行

います。歳入歳出併せて質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、採決に移ります。

議案第 30 号、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 30 号につきましては原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第 31 号、平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について審議を行います。歳入歳出一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○委員長 質疑ないようですので、採決に移ります。

議案第 31 号、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 31 号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第 32 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について審議を行います。歳入歳出一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○委員長 質疑がないようですので、採決に移ります。

議案第 32 号、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 32 号につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 以上で、本日の本委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 14 号までと議案第 17 号から議案第 32 号までの議案 30 件について全て原案のとおり

り可決することとなりました。以上で審議を終了し、行財政改革等特別委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

閉 会 14時08分

阿武町議会委員会条例第 26 条の規定により署名します。

行財政改革等特別委員会委員長 長 嶺 吉 家

行財政改革等特別委員会委員 小 田 高 正

行財政改革等特別委員会委員 白 松 博 之